

2-1 化学物質管理規則と化学物質取扱要項

熊本大学では、化学物質に関わる法令や条例をもとに化学物質管理規則（以下「規則」という）と化学物質取扱要項（以下「要項」という）を化学物質管理専門委員会で企画立案し、中央安全衛生委員会で審議、制定しています。化学物質を取り扱うにあたってはこれらの規則、要項を守らなければなりません。巻末の参考資料1、2にそれぞれ規則と要項を掲載していますので、一度は目を通してください。